令和８年度（令和９年４月１日任用）

大田区環境技術調査員採用選考（公募）案内

１　応募受付期間

令和８年１１月２０日（金）　～　令和８年１２月２５日（金）

※詳細は「７　申込み方法」に記載しています。

２　採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
若干名	１　大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 18 条の 15 第６項に基づく届出に関すること。 ２　前号の届出による大気汚染防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に基づく区内建築物等における現場調査に関すること。 ３　その他前２号に準ずると環境政策課長が認める事項

※職務内容の一例・・・解体現場等に立ち入り、石綿の事前調査がなされているか、標識が掲示されているか、必要な書類が備わっているか等を聞き取り確認していただきます。執務室内において、現場確認に伴う事前準備や報告書の作成、台帳システムへの入力事務もあります。

３　勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第 22 条の２第１項第１号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで ※当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考に、４回を限度に申し込むことができますが再度の任用を保証するものではありません。
勤務場所	大田区役所本庁舎８階　資源環境部環境政策課 （大田区蒲田五丁目 13 番 14 号） ※敷地内は禁煙です。 ※勤務場所の変更はありません。
勤務時間等	・１日について７時間 45 分・週４日（週３１時間） ・原則、８時 30 分から 17 時 15 分まで（休憩時間 60 分） ・公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には早朝勤務又は超過勤務もあります。

休日	・金曜日・土曜日・日曜日 ・上記の週休日に加え、以下が休日となります。 ①　国民の祝日に関する法律に規定する休日 ②　年末年始の休日（12 月 29 日から１月３日までの間。ただし①を除く。） ③　国の行事が行われる日で規則で定める日
休暇	１年度につき 10 日（初年度）の年次有給休暇や夏季休暇（日を単位として３日）、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 ※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第 41 号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成４年規則第 38 号）によります。
報酬額	月額　２４０,４８０円 ※令和９年３月 31 日時点で当該職としての任用期間が引き続き１年以上ある方は、２４４,９９２円
諸手当（相当額）	期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額、超過勤務手当相当額
社会保険	東京都職員共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
公務災害	区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服　務	・地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 ・営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。

注）記載されている報酬額等については、令和９年度の予算編成に関する議決を経て確定するものであること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

４　受験資格

次のいずれかに該当する者

（１）石綿含有建材に関する実務経験を有すること。

（２）建築工事に関する実務経験を有すること。

（３）官公庁における建築行政又は環境行政に関する実務経験を有すること。

（４）地方公務員法第 16 条に規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

【参考】　地方公務員法第１６条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

※　日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第２（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

５　選考方法等

（１）選考方法

採用選考は、以下のとおり筆記（作文）及び面接により行い、その結果を総合的に判定し、合否を決定します。

筆記（作文）	【課題】「大田区環境技術調査員として、石綿含有建材の除去を伴う作業現場への立入調査にどのように取り組みたいか、あなたの考えを述べなさい。」 ※所定の様式にて 400 字以内（自筆） ※申込書と一緒に提出
面接	【面接日】令和９年１月１９日（火）または令和９年１月２０日（水）のうちの指定された日 【場所】大田区役所本庁舎（予定） ※面接日時等は面接実施通知書を申込書に記載の住所に郵送し、お知らせします。

（２）判定基準

筆記（作文）及び面接における判定の基準については、以下のとおりになります。

【筆記（作文）】

問題意識	職務に当たる視点で状況認識ができているか。問題意識に幅広さや深さが感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。作文の表現が豊かか。
職務への理解度	職務を進めるうえで必要とされる事項として挙げているものが妥当なものか。

【面接】

知識及び技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。
積極性	大田区環境技術調査員としての職責を担う意欲は十分か。経験を立入調査等に活かすことができるか。
勤勉性	人柄、性格、態度等が職責にふさわしいか。真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。ストレス耐性は十分にあるか。

６　合格者の発表方法

令和９年２月上旬頃、郵送にて通知します。

７　申込み方法

（１）提出書類

申込書	・申込書は、資源環境部環境政策課（大田区役所８階２３番窓口）で配布します。また、区ホームページからもダウンロードできます。 ・記入にあたっては、申込書裏面の「記入上の注意」をよく読んでください。 ・申込書には、必要事項を記入し、写真を貼ってください。 （写真の裏に必ず記名をしてください。）
作文	・課題は、上記５（１）に記載しました。 ・様式は、Ａ４横書き原稿用紙（マスの色は問いません）。 ・400 字以内で必ず自筆により記述してください。
資格証	石綿や建築関連作業等に関する資格を有する場合は証明するものの写しを添付してください。
返信用封筒	長形３号の封筒に申込者の郵便番号、住所、氏名を記入し、110 円切手を貼ってください。

（２）提出方法

	郵送	持参
提出方法	封筒の表面に**「大田区環境技術調査員受験申込」と朱書**し、**簡易書留又はレターパックプラスにより郵送**してください。上記によらないものの事故については責任を負いません。	下記申込先の窓口にてお申し込みください。
申込期間	令和８年１１月２０日（金）から 令和８年１２月２５日（金）まで	令和８年１１月２０日（金）から 令和８年１２月２５日（金）まで ※受付は土・日・祝日を除く。
	期間内の消印有効	午前９時 00 分から 午後５時 00 分まで
申 込 先	〒144－8621　大田区蒲田五丁目１３番１４号 大田区資源環境部環境政策課（工場認可・指導） （大田区役所８階２３番窓口）	

※なお、提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

（３）面接実施通知書の送付

申込書類受付後、提出された返信用封筒にて面接選考の案内を郵送します。

令和９年１月１３日（水）までに届かない場合は、問合先までご連絡ください。

８　個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には

適切な方法で廃棄しています。

９　その他

（１）合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

（２）採用はすべて条件付のものとし、採用後１か月間（採用後１か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合には、その日数が 15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

（３）大田区では、求職者等へのセクシャルハラスメント防止に関するルールを定めています。求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は以下リンク先（当区 HP）をご覧ください。
〈https://www.city.ota.tokyo.jp/s_boshu/saiyouannai2021.html〉

大田区役所案内図

ＪＲ京浜東北線
東急多摩川線・池上線
「蒲田駅」東口から徒歩 約１分

京浜急行線
「京急蒲田駅」西口から徒歩 約１０分



≪申込・問合先≫

〒１４４－８６２１　大田区蒲田五丁目１３番１４号
大田区資源環境部環境対策課（工場認可・指導）（本庁舎８階南側２３番窓口）
電話　０３－５７４４－１３６９　FAX　０３－５７４４－１５３２
HP アドレス　https://www.city.ota.tokyo.jp/